

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他(都市計画税)</u>		
要望項目名	日本郵便株式会社が所有する一部の固有資産に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>日本郵便株式会社が所有する日本郵政公社が行う出資に係る土地、建物及び償却資産のうち日本郵便株式会社法第4条第1項（第3号及び第5号を除く）、第2項及び第3項に規定する業務の用に供するもの。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>日本郵便株式会社が所有する日本郵政公社が行う出資に係る土地、建物及び償却資産のうち日本郵便株式会社法第4条第1項（第3号及び第5号を除く）、第2項及び第3項に規定する業務の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税（以下、「固定資産税等」という）の課税標準をその価格の2分の1の額とする軽減措置の継続。</p>		
<u>関係条文</u>	[地方税法附則第15条第25項]		
減収見込額	(初年度) — (▲8,300) (平年度) — (▲8,300) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行により、日本郵便株式会社は、従来の郵便法において課されていた郵便に加え、貯金・保険の基本サービスについてもユニバーサルサービスの提供義務が課されるとともに、ユニバーサルサービスの提供体制を維持するため、あまねく全国において利用させることを旨として郵便局を設置する義務も引き続き負うこととなり、従来の郵便局株式会社と比して、大きな責務を負担するところとなった。</p> <p>今回の改正法の施行に伴い、従来から指摘されてきた改正前の郵政民営化の課題（分割ロスやサービスの分断化等）は解消される制度的基盤が整備されたが、特に、分割ロスの解消は人員整理を伴うものであり、具体的な合併の効果発現に至るには一定の期間を要するものである。</p> <p>一方、合併を予定している郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の経営状況は厳しい状況が継続しており、特に、郵便事業株式会社は平成21年度から赤字経営が継続しており、各種合理化や一時金支給率引下げを以て、経営改善を行っているところである。また、郵便局株式会社は、3事業の委託手数料が3事業の厳しい経営状況を反映し、減少している状況にあり、最終利益も低減傾向にある。</p> <p>日本郵便株式会社は、前述のとおり、今後も、3事業のユニバーサルサービスの提供責務を適切に履行し、ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うため、全国津々浦々に設置された郵便局ネットワークの水準を維持することに伴い、多額の固定資産税等を負担するところとなるが、現在認められている固定資産税等の特例措置が今年度で終了した場合には、経営上の大きな負担となることが危惧される。</p> <p>以上のような状況において、改正法の趣旨である、国民生活に必要な不可欠な郵便、貯金・保険の基本サービスをユニバーサルサービスとして、今後も円滑かつ安定的に提供していくことは、課税団体である地方自治体にとっても大きな意義を有するものであり、引き続き本特例措置を継続することが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	VI. 郵政行政 郵政行政の推進
	政策の達成目標	郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間
	同上の期間中の達成目標	郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持。
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の関係者は、日本郵便株式会社である。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置が延長された場合、日本郵便株式会社の負担の節減効果が見込まれ、その結果、郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	日本郵便株式会社は、郵便に加え、貯金・保険の基本サービスについてもユニバーサルサービスの提供義務が課されるとともに、全国に郵便局を設置する義務も引き続き負うことになる。一方、経営状況が厳しい中、合併による効率化が具体的に現れるまでには、一定の時間を要する。 本要望の措置は、厳しい経営状況にある中、日本郵便株式会社は日本全国の郵便局ネットワーク水準を維持し、ユニバーサルサービスを安定的に提供していくことに資することから妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>郵便事業株式会社 平成23年度：約59億円（1,110ヶ所）、平成22年度：約59億円（1,091ヶ所） 平成21年度：約60億円（1,091ヶ所）、平成20年度：約61億円（1,093ヶ所）</p> <p>郵便局株式会社 平成23年度：約14億円（20,233ヶ所）、平成22年度：約15億円（20,236ヶ所） 平成21年度：約15億円（20,246ヶ所）、平成20年度：約17億円（20,243ヶ所）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>郵便事業株式会社及び郵便局株式会社による郵便のユニバーサルサービス並びに郵便局ネットワークの水準の維持に資している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>特例措置の新設年度は平成20年度。</p>
<p>ページ</p>	<p>6—3</p>